

「大災害で国会議員が不在になつてもいいのか」。もうともな議論に聞こえます。まやが、憲法改正の道を開く取扱かりにしようと意図が透けて見えます。

論説

2017-4-9

先月開かれた衆院憲法審査会で「緊急事態条項」を新たに憲法に盛り込むべきか否かが議論になります。緊急事態条項とは、大規模災害や外国からの武力攻撃などの緊急事態が起きた場合、政治空白を防ぐために定める項目を指します。

現行の日本憲法には、そうした条項がないとして、憲法を改正して新たに定める必要があると自民党が提唱したのです。

自民が改憲項目に提案

現行憲法は衆院議員の任期を四年、参院は六年と定めています。国政選舉の直前に大規模災害などが起きて選挙が行えなくなつた場合、国会議員の一部が不在となる可能性はないあまりません。

憲法五四条は、衆院が解散された後に緊急の必要がある場合、内閣は参院の緊急集会を求めることができる、と記していますが、自民党は、衆院解散から特別国会が召集される最大七十日間を規定した制度であり、憲法を改正して国政選挙の延期や議員任期の延長を新たに盛り込む必要があると主張しているのです。

安倍晋三首相(自民党幹部)は二月五日の党大会で「憲法改正の発議に向け具体的な議論をリードする。この国の骨骼を担つて来た自民党的歴史的使命だと強調しました。かつては、自らの「在任中に成し遂げたい」と改正への意欲を述べたこともあります。かといって、自民党が一九五五年の結党以来、訴え続けてきた戦争放棄の九条改正是、国民の間で抵抗感が依然根強く、ハードルが高いのが現実です。

戦争中にも衆院総選挙

安倍晋三の党総裁としての任期は先の党大会での党則改正により、最長で二〇二一年九月まで延長されました。が、自らの在任中に競争である憲法改正を実現するに「九条よりも、緊急事態条項を理由にした方が国民の理解を得られるのではないか、安倍氏がそう考へても不思議はありません。

緊急事態条項は、安倍氏が在任中の憲法改正是成し遂げたための手段の一つにも受け取れます。

緊急事態条項を走めておがなければ國民が著しい損害をうつむける恐れ

があるのならまだしも、改憲の突破口を開くための質にされてはたまりません。それだけではありません。自民党が二年にもまためた改憲草案では、緊急事態宣言時には国会議員任期の延長に加え、首相に権限を集中させ、内閣が法律と同じ効力を持つ政令を制定できる」と一時的な私権制限也可能とする」ことが盛り込まれています。

国会議員任期の延長を理由にしないで、緊急事態発生時に国会から立法権を奪い、基本的人権を制限するものが眞の組ではないのかと勘織りたくなります。

全く同じと云いたくはありませんが、かつてのナチス・ドイツでヒトラーが独裁を築いたのも、國家緊急権による基本権の停止と、内閣に無制限の立法権を与えた全権委任法でした。

そもそも緊急事態発生時に選挙はできないのでしょうか。

東日本大震災が起きた一年に被災地で地方選が延期された例はありますが、太平洋戦争真っただ中の一九四四年四月には衆院で総選挙が行われました。戦争といつては国家にとって最大の非常時ですが、国政選挙が行われた歴史的事実に注目する必要はあるでしょう。

一方、衆院議員の任期は一度だけ延長されたことがあります。旧憲法下の四年、対米関係が緊迫する中、国民が選挙に投票するのは適切でないという理由でした。しかし、軍部に批判的な議員が当選する機会を奪う狙いもありたのでしょ。結局、国民が投票するための機会は奪われました。戦争といつては国家にとって最大の非常時ですが、国政選挙が行われた歴史的事実に注目する必要はあるでしょう。

憲法は主権者たる国民が権力を掌握するためにあります。現行憲法に著しい不備があり、国民党から改正を求める声が澎湃と湧き上がっているのならまだしも、そつした状況でないにもかかわらず、改憲を強引に推進めるのなり「改憲ありき」との誤りは免れません。

国民の自由奪った末に

大災害や戦争を理由にされるひそかに主権者として正しい判断をするためになります。現行憲法に著しい不備があり、国民党から改正を求める声が澎湃と湧き上がっているのならまだしも、そつした状況でないにもかかわらず、改憲を強引に推進めるのなり「改憲ありき」との誤りは免れません。

4/9 ② 26